

府中市立公園における指定管理者候補者選定基準

(目的)

第1 この基準は、府中市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年6月府中市条例第11号。以下「条例」という。）第4条の規定により、府中市立公園指定管理者候補者（以下「候補者」という。）を選定するために必要な事項を定めるものとする。

(選定方法)

第2 府中市立公園における指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、各委員等は、条例第4条に基づき次のとおり選定を行う。

- 2 事前審査 申請者から提出された資料等により、府中市立公園に係る指定管理者募集要項の「申請資格」に定める選定委員会の対象事業者となりうるかを、事務局において調査、確認、審査する。
- 3 一次選考 前項において資格を有する事業者を対象に、事業者の選定を行う。
- 4 二次選考 前項において選定された事業者が、その提案についてのプレゼンテーションを行い、その結果において候補者を選定する。なお、プレゼンテーションの順番は、一次選考後、委員立ち会いの下、事務局において抽選で決定するものとする。

(審査)

第3 一次及び二次選考にあたっては、別表1に定める選定基準表により各委員が採点した後、選定委員会において協議、選定する。

- 2 一次選考においては評価合計点の上位者を二次選考対象事業者とし、二次選考においては、二次選考の評価合計点の上位1者を指定管理者候補者として選定する。
- 3 前項において、複数の事業者が最高点を獲得した場合には、選定委員会において協議し、指定管理事業者候補者を選定する。

(雑則)

第4 この基準に定めるもののほか必要な事項については、別に定める。

付 則

この基準は、令和4年6月8日から施行する。

(別表1) 選定基準表

選定基準・評価項目等		配点	項目別評価	
			一次選考	二次選考
1 安定的かつ質の高いサービスの提供		70		
(1)	施設の設置目的に合致した理念・運営方針を持っているか。	10	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5
(2)	施設の管理運営を安定して行うことができる能力・実績を有しているか。	5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5
(3)	利用者の利便性向上のための取組を実行できる体制ができているか。	5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5
(4)	誰もが平等・公平に利用できるための取組みが提案されているか。	5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5
(5)	利用者の視点が考慮された利活用の取組みが提案されているか。	10	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5
(6)	施設の魅力を高めるための取組みが計画されているか。	10	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5
(7)	ブロック単位(複数公園一括)の指定管理の特色を活かした計画となっているか。	10	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5
(8)	拠点公園である府中公園およびその他の公園の特性をよく理解し、それぞれの利活用の取組みが計画されているか。	5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5
(9)	地域との協働・連携について配慮されているか。	5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5
(10)	モニタリングに対する意識が高いか。	5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5
2 効率的・効果的な施設管理		40		
(1)	施設を効率的に運営するための提案内容となっているか。	5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5
(2)	施設の管理経費の削減を図るための方策が優れているか。	5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5
(3)	公の施設としての管理運営に必要な人材配置、市民雇用や市内業者の活用がなされているか。	5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5
(4)	配置される人員の能力や研修に配慮されているか。	5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5
(5)	情報公開、個人情報保護管理等に係る方策が優れているか。	5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5
(6)	利用者の安全に配慮した計画・提案となっているか。	5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5
(7)	緊急時に即応した安全管理のための体制が整備されているか。	5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5
(8)	利用者とのトラブルの未然防止、対応方法等に配慮されているか。	5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5
3 その他(※1及び2の提案を通しての評価)		10		
(1)	「府中市公園管理の在り方に関する方針」や、「府中市緑の基本計画2020」等の施策や事業を深く理解しているか。	5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5
(2)	計画・提案内容が具体的で、実現可能性があるか。	5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5
合計		120		

※5点…優れている、4点…やや優れている、3点…普通、2点…やや不十分である、1点…不十分である

- ① 評価項目を5～1点で採点する。
- ② 1(1)(5)(6)(7)は重点評価項目として、項目別評価に2を乗じた数を得点とする。
- ③ 全委員の採点合計の合算を、その事業者の評価点数とする。(120点満点/人)
- ④ 二次選考は、一次選考で採点した評価をもとに、プレゼンテーションの内容や質疑応答の結果から、熱意や意欲、実現性の高さ等を加味して再評価する。